

ネットとうほく 2020 (検) 第 16 号-6

2023 年 (令和 5 年) 9 月 28 日

〒100-0006

東京地千代田区有楽町 1-6-4 千代田ビル 7 階

日比谷見附法律事務所

株式会社ケイズグループ代理人

弁護士 難 波 英 俊 殿

弁護士 山 口 耕 平 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-4 0

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

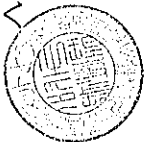
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 0 2 2 - 7 2 7 - 9 1 2 3

FAX 0 2 2 - 7 3 9 - 7 4 7 7

URL <https://www.shiminnet-tohoku.com>



終 了 通 知 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) からの、2022年 (令和 4 年) 11 月 24 日付け回答書兼照会書に対し、本年 6 月 21 日付けで回答をいただきありがとうございます。当団体が照会した、「頭蓋骨矯正」の効能・効果につきましては、一定の回答がいただけたものと判断いたします。

また、当団体が、2021年 (令和 3 年) 7 月 26 日付けでお送りした要請書に対しては、貴社が運営する整骨院等において、「頭蓋骨矯正」という表示を用いて不特定多数の顧客を対象とした広告を行っておらず、院内に表示を掲示しているにとどまるので、効能・効果を記載した表示はない、頭蓋骨矯正は全身矯正の補充的追加的施術として提供しており、全身矯正と併せて施術することで症状を緩和・改善するものであり、頭蓋骨矯正に定型的な効能・効果が認められるものとして説明していない、とのことですので、本事案に関するやり取りはこれをもちまして終了とさせていただきます。今後、問題となる広告等を発見した場合には改めて対応を求める場合もございますのでご留意ください。

これまでにやり取りさせていただいた文書等につきましては、すでに送付済みの「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」の基準にしたがって公表させていただきますことを申し添えます。

以 上